

No.8 エコカー（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ・リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの
必要書類 (申請時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）(様式第3号) 事業計画書 補助対象事業の実施効果が分かる書類 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） 導入車両のカタログの写し 案内図（住宅地図等）</p>
必要書類 (実績報告時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）(様式第11号) 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）申請年度のものに限る。 車検証の写し 保管場所標章番号通知書（車庫証明申請に係る通知書）の写し</p>
必要書類 (請求時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）</p>

備考

- ・「エコカー」とは、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る「電気自動車」及び家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできる「プラグインハイブリッド自動車」及び車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走る「燃料電池自動車」のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・自動車販売業者及びリース事業者は原則補助対象者となりません。
- ・「エコカー」の取得日は、車検証の登録年月日（交付年月日）とします。（納車日ではありません）